

7. 学生に関する教育学部細則等について

【1】宮崎大学教育学部専門教育科目の受講及び試験に関する細則

（令和3年2月17日
制定）

改正 令和6年1月31日

（趣旨）

第1条 この細則は、宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）規程第6条に基づき、専門教育科目の受講及び試験について必要な事項を定める。

（受講及び受講科目登録）

第2条 専門教育科目は、所定の年次・学期に受講することを原則とする。

- 2 専門教育科目を受講するときは、受講科目を所定の手続きにより別に定める期日までに登録しなければならない。ただし、学期の中途中に開講される授業科目については、その都度所定の手続きをしなければならない。
- 3 他学部の専門科目を受講するときは、学部教務・学生支援係に所定の受講願を提出し、当該学部の許可を得なければならない。

（受験資格）

第3条 各授業科目について、所定の時間数の75%以上出席しなければ受験資格は得られない。なお、出席不足の場合は、改めて受講しなければならない。

- 2 各授業科目の受講にあたり、遅刻・早退があるときは、それらの3回を合わせて1回の欠席とみなす。

（特別欠席の取扱い）

第4条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を学部教務・学生支援係の確認を得て、欠席した授業の担当教員に願い出ることができる。当該授業担当教員は、原則として欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引
父母及び配偶者にあっては7日、子にあっては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあっては3日とする。
- (2) 天災
必要と認める日・時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき又は大学以外の団体が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情があると学部教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は、特別欠席を認めない。

（定期試験）

第5条 定期試験は、各学期の終わりの時期にその学期に開講した授業科目について実施

する。

(追試験)

第6条 受験資格を有し、第4条に掲げる理由により定期試験を受験することができなかつた者は、追試験を1回に限り受験することができる。

(未受験の取扱い)

第7条 受験資格を有する者で定期試験及び追試験を受験しなかつた者は、不合格の取扱いとする。

(試験の合否発表)

第8条 定期試験及び追試験の合否発表は、試験終了後2週間以内にWeb上で発表する。

(特別試験)

第9条 卒業期にある者で、卒業所要単位を充足できなかつた者は、別に定めるところにより特別試験を受験することができる。

(授業科目担当教員不在の場合)

第10条 授業科目担当教員が転任又は退職等で不在となつたときの定期試験、追試験及び特別試験は、授業科目担当講座及び学部教務委員会の協議により実施する。

(成績評価及び成績評価に対する申立て)

第11条 成績評価は、レポート等も含めた多様な評価を行い、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下は不合格とする。

2 前項の成績は、秀・優・良・可・不可の評語を用いて表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評点を各教員が定める科目の到達目標に従つて次のように定める。

秀：科目的到達目標に特に優秀な水準で達している（評点：90点以上）

優：科目的到達目標に優秀な水準で達している（評点：89～80点）

良：科目的到達目標に良好な水準で達している（評点：79～70点）

可：科目的到達目標に必要最低限の水準で達している（評点：69～60点）

不可：科目的到達目標の必要最低限の水準に達していない（評点：59点以下）

3 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として当該学期内に学部教務・学生支援係を通じて学部教務委員会に申立てをすることができる。詳細については別途定める。

(不正行為)

第12条 不正行為をした者は、宮崎大学学務規則により懲戒とする。

附 則

この細則は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。